

平成15年 6月24日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田七丁目21番11号
新日鐵化学株式会社
代表取締役社長 西 恒 美

株式交換に伴う株式事務のご案内

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は平成15年6月24日（火曜日）開催の第64回定時株主総会の決議により、平成15年7月29日（火曜日）をもって、新日本製鐵株式会社との間で、当社が同社の完全子会社となる株式交換を実施することになりました。

つきましては、平成15年7月28日（月曜日）最終の当社の株主名簿及び実質株主名簿に記載された新日本製鐵株式会社を除く株主（実質株主を含む）各位に対し、ご所有の当社株式1株につき新日本製鐵株式会社の株式1.059株が割当交付されます。

株券保管振替制度をご利用の株主各位およびご所有の株式が単元未満株式だけで株主名簿への登録のみとなっている株主各位におかれましては、株券保管振替制度上および株主名簿上で新株式が割当計算されますので割当に際して一切の手続きは必要ございません。「株式交換に伴う新株式割当ご通知」を平成15年9月19日（金曜日）<予定>にご送付申し上げますので、ご所有株式数をご確認ください。

また、株式交換に際しての株式の割当方法や端数株式の処分および単元未満株式の売却等につきましては、後記2. および3. のとおりご案内申し上げますのでご高覧ください。

なお、本件につきましてご不明な点がございましたら、後記4. の名義書換代理人までお問い合わせください。

敬 具

記

1. 株式交換の日程と株式の流通について

株式交換の日程と株式の流通については次のとおりとなる予定ですので、ご所有株式の売買等につきましては十分にご留意くださいますようお願い申し上げます。

年 月 日	日 程	株 式 の 流 通
平成15年7月22日（火）まで		当社株式は、平成15年7月22日（火）までは、東京証券取引所において従来どおり売買できます。
平成15年7月23日（水）	当社株式の上場廃止日	当社株式は、平成15年7月23日（水）に上場廃止となり、東京証券取引所において売買できなくなります。
平成15年7月29日（火）	株式交換の日 新日本製鐵株式会社株式 に追加上場	株券保管振替制度を利用されている当社株式につきましては、平成15年7月29日（火）から新日本製鐵株式会社として売買が可能となります。

2. 新日本製鐵株式會社株式の割当方法および端数株式処分代金のお支払いについて

(1) 実質株主名簿、株主名簿への記載方法

ご所有の当社株式1株につき新日本製鐵株式會社の新株式1.059株が割当交付されます。

割当の結果生ずる、1株に満たない端数株式につきましては、一括取りまとめて、法定の手続きにより売却処分し、端数株式に応じてその代金を郵便振替支払通知書にてお支払いいたします。

(2) 端数株式処分代金の支払時期について

割当計算の結果生ずる1株に満たない端数株式の処分代金お支払いの時期は、平成15年10月上旬の予定でございます。

(ご参考)

現在ご所有の当社株式が新日本製鐵株式會社の新株式へ実際にどのように割当されるかにつきましては、下記の例をご参照ください。

例1

現在当社株式を1,234株ご所有の場合

$$1,234 \text{ 株} \times 1.059 = 1,306.806$$

割当計算の結果1株以上となる1,306株につきましては、実質株主名簿に記載されます(ただし、306株につきましては単元未満株式となるため証券取引では売買等はできません。詳しくはお取引証券会社にご相談ください)。

また、1株に満たない0.806の端数株式につきましては、一括取りまとめて、法定の手続きにより売却処分し、端数株式に応じて処分代金を郵便振替支払通知書にてお支払いいたします。

例2

現在当社株式を登録株(単元未満株式)として123株ご所有の場合

$$123 \text{ 株} \times 1.059 = 130.257$$

割当計算の結果1株以上となる130株につきましては、株主名簿に記載されます(ただし、単元未満株式となるため証券取引所では売買等はできません)。

また、1株に満たない0.257の端数株式につきましては、一括取りまとめて、法廷の手続きにより売却処分し、端数株式に応じて処分代金を郵便振替支払通知書にてお支払いいたします。

3. 単元未満株式の売却（当社による買取り）について

単元未満株式につきましては、ご希望により買取りの請求ができます。

また、株式交換に伴い、下記のとおり買取請求に関しまして従来とは異なるお取扱いとなる期間がございますのでご案内申し上げます。

(1) 平成15年7月22日（火曜日）まで

従来どおり当社の「株式取扱規定」に基づいてお取扱いいたします。

(2) 平成15年7月23日（水曜日）から平成15年7月28日（月曜日）まで

この期間中は、買取請求の受付を停止させていただきます。

(3) 平成15年7月29日（火曜日）以降

株式交換による新株式の割当後の株式数をもって、新日本製鐵株式會社の「株式取扱規定」に基づいてお取扱いいたします。

なお、平成15年7月29日（火曜日）から9月18日（木曜日）まで受付分の株主名簿に登録された単元未満株式の売却代金につきましては、10月上旬のお支払いを予定しておりますのでご了承ください。

株券保管振替制度をご利用されている株主様の単元未満株式の買取請求は、お取引証券会社にご相談ください。

4. 名義書換代理人

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 名義書換代理人 | 東京都港区芝三丁目33番1号 |
| 事務取扱場所 | 中央三井信託銀行株式会社 本店 |
| (2) 同事務取扱所 | 東京都杉並区和泉二丁目8番4号（郵便番号168-0063） |
| 〔お問合せ先〕
〔郵便物送付先〕 | 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 |
| | 電話（03）3323-7111（代表） |
| (3) 同取次所 | 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店
日本証券代行株式会社 本店および全国各支店 |

5. その他

株主票その他書類の新日本製鐵株式會社への引き継ぎについて

現在当社にお届けいただいている「株主票」、「実質株主票」、「配当金振込指定書」その他の書類につきましては、新日本製鐵株式會社に一括引き継がさせていただきます。

ただし、新日本製鐵株式會社の株主様で配当金振込先が異なる場合は、お振込を指定された日が新しい方の口座が優先されます。また、新日本製鐵株式會社の株主様で郵便振替支払通知書をご利用の場合は、引き継がれる配当金振込指定書が優先されますので、あらかじめご了承ください。

なお、「株券不所持申出書」につきましては、改めてご提出いただく必要がございますので、この確認のための書類を別途ご送付申し上げます。

以上